

● 被相続人

- ・被相続人の死亡が確認できる戸籍（除籍）の全部事項証明書が必要です。
 - ・被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本が必要です。
- (注) 戸籍謄本に「改製」、「婚姻」、「転籍」、「分籍」、「家督相続」などの文言がある場合には、戸籍が新しくなっているので、さらにそれ以前の戸籍謄本をお願いします。

改製年代	必要戸籍	状況により必要となる戸籍
現 在	現在の戸籍 (全部事項証明書)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本籍を変更された場合 ・転籍前の戸籍 ご結婚された場合 ・入籍前の戸籍 分籍された場合 ・分籍前の戸籍 </div>
↑ (平成 6 年改製)		
↑	改製前の戸籍 (昭和 23 年式)	
(昭和 23 年改製)		
↑	改製前の戸籍 (大正 4 年、明治 31 年、明治 19 年)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 家督相続・分家している場合 ・家督相続、分家前の戸籍 </div>
(大正 4 年改製)		
↑		
(明治 31 年改製)		
↑		
(明治 19 年改製)		

● 相続人

- ・被相続人の戸籍謄本だけでは相続人であることが確認できない場合、相続人の戸籍謄本が必要です。
- ・相続人が兄弟姉妹となる場合は、被相続人の両親（第二順位の相続人）の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本が必要です。
- ・代襲相続の場合には、被代襲相続人の戸籍謄本についても必要です。